

2026年度グラスルーツ事業 現地政府等との関係構築・連携強化に関する  
アドバイスおよび事業連携コーディネーター業務委託にかかる公募要項

独立行政法人日本貿易振興機構  
ジェトロロサンゼルス事務所  
所長 梶田 朗

**1. 事業概要**

日本企業が現地で円滑に事業活動を行うにあたって、現地政府や地域経済開発といかに連携を図り、現地の経済概況やビジネス環境、インセンティブなどを把握していくかが重要となっています。ジェトロロサンゼルス事務所では、現地政府・経済開発機関等との関係構築・連携強化を目的に、グラスルーツ事業にかかるアドバイスおよび事業連携コーディネーター関連業務の受託者を以下の通り公募します。

**2. 業務委託内容**

**(1) 対象国・地域 (カバーエリア)**

南カリフォルニア、ネバダ、アリゾナ、ユタ、コロラド、ニューメキシコ、ハワイ

**(2) 募集人数**

計1名

**(4) 業務概要**

次の3つの業務を行う。

- ① 面談
- ② イベントへの協力
- ③ レポート作成
- ④ セミナー等での講演

**【業務詳細】**

**①面談**

日本企業や州政府・自治体・経済開発機関等との面談を実施する。ジェトロ及び日系企業の活動報告の他、州・地域の動向や最新情報を入手し、関係強化を図る。必要に応じ、フォローアップを行う。また、共通の課題・テーマ等について、ジェトロ事務所が相談者となり、個別相談に対応することも可能とする。面談は、オンラインや電話など、非対面方式で実施する可能性がある。

面談およびフォローアップ実施後、結果概要を作成し、ジェトロに提出する。以上を含めて

面談 1 件あたり 1 ユニットとする。

## ②イベントへの協力

(i) ジェトロが主催または共催する事業に参加し、運営準備・協力の他、関係者との名刺交換を行う。また、ジェトロの要請に応じて、イベントのスピーカーの手配や現地関係者へのイベント参加呼びかけを行う。なお、イベントのスピーカー手配については一人あたり 1 ユニット換算、現地関係者へのイベント参加呼びかけはイベント 1 件あたり 1 ユニット換算とする。

イベント後、結果概要を作成し、ジェトロに提出する。以上を含めて、イベント参加時間・1 時間あたり 1 ユニットとする。ただし、1 イベントあたり最大 3 ユニットとする。

(ii) 上記ジェトロ主催・共催イベントの他に、当地における関連イベントに参加し、運営協力や他の関係者との名刺交換を行う。

イベント後、結果概要を作成し、ジェトロに提出する。以上を含めて、イベント参加時間・1 時間あたり 1 ユニットとする。ただし、1 イベントあたり最大 2 ユニットとする。

## ③レポート作成

ジェトロは、受託者に対し、現地に関する基礎情報や企業・投資情報、現地政府等に関するレポート作成について、事前に相談の上で依頼する。

ワードやパワーポイント形式にて 1-2 枚程度を 1 ユニットとする。

## ④セミナー等での講演

ジェトロが主催または共催等を行う日本企業向けのセミナーにおいて、依頼地にて情報提供を行う。

講演 1 時間あたり 1 ユニットとする。講演のための資料作成・テスト等準備は別途 1 ユニットとする。

## (5) 支払い金額、単価、および報告書

「(4) 業務概要」に従って行った業務について実績に応じ、下記単価で支払う。なお、①面談、②イベントへの協力については、事案に対応した都度、結果概要をまとめ、ジェトロロサンゼルス事務所に 5 営業日以内に提出する。

#	業務内容	ユニット単価
①	面談	400 ドル
②	イベントへの協力	

	(i) ジェトロ主催・共催イベント	400 ドル
	(ii) 上記以外のイベント	400 ドル
③	レポート作成	200 ドル
④	セミナー等での講演	400 ドル

※上記は全て税込み

※ジェトロの要請に基づき米国内の出張等が発生した場合は、ジェトロの規程に基づき交通費等を支払う

**(6) 使用言語：**

英語

**(7) 契約期間：**

業務委託契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

**(8) 支払い方法：**

上記 (5) の報告書に応じた請求書を提出。適法な支払い請求書について、確認、受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

**(9) 特記事項：**

- 業務遂行にあたっては、ジェトロと十分に打合せを行い、受託者が判断できない内容があった場合には、ジェトロと相談の上で進めること。
- 受託者は、本委託業務の遂行にあたって必要な場合には、受託者の監督の下、受託者が属する組織の職員等を従事させることができる。
- 実施過程において、非公開を前提として提供された情報の取り扱いについては十分な注意を払うこと。本業務の遂行に当たり発生したクレーム・紛争などについては、受託者が一切の責任を持って処理・対応すること。
- 本業務委託の遂行にあたって受託者が作成あるいは提出した資料等の著作権はジェトロに帰属するものとする。

**3. 応募・選考について：**

**1. 応募資格：**

以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は米国に現地法人又は支店を有し、従事予定者は米国に居住していること。  
個人の場合は米国に居住していること。

- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該分野での業務経験が3年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (6) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。
- (8) 応募者本人又は主に業務に従事する者は、必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。
- (9) 個人情報の取り扱い方針に同意すること。

## 2. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロ米国事務所宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

## 3. 選考方法：

書類審査または面接。選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- (4) カバーエリアにおける資料作成、面談支援、継続的なサポート業務への機動力
- (5) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び英語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

## 4. 応募期限

2026年5月4日(月) 17:00(米国西海岸時間)

## 5. 申込み・お問合せ先：

ジェトロロサンゼルス事務所  
担当：堀永卓弘、サチエ・ヴァメイレン  
E-mail：[lag-research@jetro.go.jp](mailto:lag-research@jetro.go.jp)

以上